

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-10	生活環境関係 第6回(H20.6.26) 提案・確認	1. <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「 <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 」を挿入する。	3~4
		2. <u>ごみの処理施設</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。	2. <u>ごみの処理量(処理先)</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。			文言修正	5
		3. 中間処理施設(焼却・破砕)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。	3. 中間処理施設(焼却・破砕)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。				7~8
		4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。	4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。				13
25-11	農林水産関係 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 <u>必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。</u>	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9
		2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。				8
		(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。	(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。				9
		(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。	(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。				9